

国家戦略特区 今後の進め方について

平成26年12月19日

秋 池 玲 子
坂 根 正 弘
坂 村 健
竹 中 平 蔵
八 田 達 夫

1、次期通常国会提出に向けた、法案の充実・再整備

- ・ 特区諮問会議として、6月の改訂成長戦略から議論を積み重ねてきた幾つもの規制改革を盛り込んだ「改正特区法案」が前臨時国会において廃案になったことは、岩盤規制打破、成長戦略推進の観点から、極めて遺憾。
- ・ 「公設民営学校」や「家事支援人材の受入れ」など、法案に盛り込んだ規制改革を活用しようと準備していた事業者が、半年近く、足踏みを強いられることになる。
- ・ こうした中で、残された1年余りの「集中取組期間」内に全ての岩盤規制改革を断行するためにも、次期通常国会に、現在の法案をそのままの形でなく、農林水産分野を始め、「前回は補って余りある規制改革事項」を追加し、より充実した形で再提出すべきである。

2、「地方創生特区」を中核とした、区域の追加(二次)指定

- ・ 「自民党 重点政策集」にもあるとおり、地方創生を改革により実現し、新たな発展モデルを構築しようとする「やる気のある、志の高い地方自治体」を、国家戦略特区における「地方創生特区」として、早期に指定すべきである。
- ・ その際、事業計画作成等に対する自治体の負担軽減のため、国からの支援パッケージ(事業の掘り起しやマッチングを行う専門人材の派遣や、各種手続きの簡素化など)と組み合わせる必要がある。

- ・ 指定に際しての基準としては、現行法に既に盛り込まれている改革メニュー(いわゆる「初期メニュー」)のうち比較的活用が困難なもの(例:農業委員会改革、公設民営学校、旅館業法など)を思い切って活用することや、併せて、他が真似できないような大胆な「追加メニュー」を提案していることなどが挙げられる。

3、区域会議の頻繁な開催などによる、具体的事業の見える化

- ・ 6つの特区の 区域会議を高い頻度で開催し、優先順位を明確化した上で速やかに規制改革を実現すべきである。その際、政省令や告示・通達事項など、法律改正を伴わないものは遅くとも来年1月中には実現を図り、改革の成果としての具体的事業を加速的に見える化していくべきである。
- ・ 特に、東京都などにおいて計画されている「開業ワンストップセンター」については、国内外の注目度も高く、「成長戦略・対内投資の推進のシンボル」として、来年度当初の設立に向け、内閣主導で大至急、準備作業を進めるべきである。